

議事日程 (第5号)

平成26年12月19日 午前10時00分開議

| | | | |
|-------|--------|---|-------------------------|
| 日程第1 | 議案第77号 | 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第2 | 議案第78号 | 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第3 | 議案第79号 | 壱岐市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第4 | 議案第80号 | 壱岐市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第5 | 議案第81号 | 壱岐市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第6 | 議案第82号 | 壱岐市三島航路事業条例の一部改正について | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第7 | 議案第83号 | 壱岐市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第8 | 議案第84号 | 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市自動車教習場) | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第9 | 議案第85号 | 公の施設の指定管理者の指定について (マリンパル壱岐) | 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第10 | 議案第86号 | 本宮辺地 (変更)、渡良B辺地、谷江・釘ノ尾辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について | 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第11 | 議案第87号 | 平成26年度壱岐市一般会計補正予算 (第8号) | 予算特別委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第12 | 議案第88号 | 平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第13 | 議案第89号 | 平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号) | 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第14 | 議案第90号 | 平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第3号) | 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第15 | 議案第91号 | 平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第2号) | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第16 | 議案第92号 | 平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第2号) | 総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決 |

| | | | |
|-------|--------------------|---|--------------------------------|
| 日程第17 | 議案第93号 | 平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算 (第3号) | 総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決 |
| 日程第18 | 議案第94号 | 平成26年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第1号) | 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第19 | 議案第95号 | あらたに生じた土地の確認及び字の区域の 変更について | 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第20 | 議案第96号 | 損害賠償の額の決定について | 産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決 |
| 日程第21 | 請願第4号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の 拡充に関する請願 | 総務文教厚生常任委員長報告・ 採択 本会議・採択 |
| 日程第22 | 請願第5号 | 壱岐市家庭用ごみ袋販売に関する請願 | 産業建設常任委員長報告・不採 択・討論・本会議・不採択 |
| 日程第23 | 陳情第2号 | 漁業用燃油助成に関する陳情 | 産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択 |
| 日程第24 | 議案第97号 | 損害賠償の額の決定について | 農林水産部長 説明 質疑 委員会付託省略 本会議・可決 |
| 日程第25 | 発議第9号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の 拡充に関する意見書の提出について | 提出議員 説明 質疑なし 委員会付託省略 本会議・可決 |
| 日程第26 | 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件 | | 原案のとおり 決定 |

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 赤木 貴尚君 | 2番 土谷 勇二君 |
| 3番 呼子 好君 | 4番 音嶋 正吾君 |
| 5番 小金丸益明君 | 6番 深見 義輝君 |
| 7番 今西 菊乃君 | 8番 市山 和幸君 |
| 9番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中田 恭一君 | 12番 久間 進君 |
| 13番 市山 繁君 | 14番 牧永 護君 |
| 15番 鵜瀬 和博君 | 16番 町田 正一君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 吉井 弘二君
事務局書記 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 中原 康壽君
教育長 …………… 久保田良和君 総務部長 …………… 眞鍋 陽晃君
企画振興部長 …………… 山本 利文君 市民部長 …………… 川原 裕喜君
保健環境部長 …………… 斉藤 和秀君 建設部長 …………… 原田憲一郎君
農林水産部長 …………… 堀江 敬治君 教育次長 …………… 米倉 勇次君
消防本部消防長 …………… 安永 雅博君 病院部長 …………… 左野 健治君
総務課長 …………… 久間 博喜君 財政課長 …………… 西原 辰也君
会計管理者 …………… 土谷 勝君

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。会議に入る前に御報告いたします。壱岐新報社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

特に議長のほうから、マスコミ関係の取材にお見えになっている方に一言注意を申し上げます。まず、壱岐ビジョンを見ている方から、議会の会期中にマスコミの態度が非常に悪いと、のけぞり返って私語をずっとやっていると、それがケーブルテレビにずっと映っておりますので、その面については良識を持って取材していただきたいと思います。今後、議会の開催中に不必要な私語等がある場合は、議長の責任において退室を願うことがあります。あらかじめ申し添えておきます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

御報告します。各常任委員会及び議会広報特別委員会の各委員会から行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付いたしております。

日程第1. 議案第77号～日程第23. 陳情第2号

○議長（町田 正一君） 日程第1、議案第77号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから、日程第23、陳情第2号漁業用燃油助成に関する陳情まで、23件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。豊坂敏文総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第77号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第78号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。議案第79号壱岐市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。議案第80号壱岐市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、原案可決。議案第81号壱岐市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について、原案可決。議案第82号壱岐市三島航路事業条例の一部改正について、原案可決。議案第83号壱岐市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、原案可決。議案第84号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）、原案可決。議案第88号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第91号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第92号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第93号平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

続きまして、請願第4号について報告いたします。

委員会の審査報告書、本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第143条の規定により報告いたします。

請願第4号、平成26年12月10日付託、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願。審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見、なし。措置として、意見書の提出をするようにいたしております。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質

疑することはできませんので、あらかじめ申し上げておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。深見義輝産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（深見 義輝君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果。

議案第85号公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）、原案可決。議案第86号本宮辺地（変更）、渡良B辺地、谷江・釘ノ尾辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第89号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第90号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第94号平成26年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第95号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第96号損害賠償の額の決定について、原案可決。

請願について報告します。

委員会審査報告書、本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第143条の規定により報告します。

受理番号、請願第5号、付託年月日、平成26年12月10日、件名、壱岐市家庭用ごみ袋販売に関する請願。審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見、市と商工会の間で取り交わされているごみ袋販売業務については、委託契約書に基づいた販売がなされており、正常に契約内容が履行されているため、不採択とする。

なお、今後も住民サービス向上を念頭にごみ袋販売業務委託については、委託先の商工会と十分な協議を行われたい。

次に、陳情です。

委員会審査報告書、本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号、付託年月日、平成26年12月10日、件名、漁業用燃油助成に対す

る陳情。審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見、漁業用燃油の高騰に伴い、漁民に対する影響は依然厳しいものがあり、水産業を取り巻く現在の環境は危機的な状況であるため採択とした。

なお、国の財政支援措置や燃油価格の下落が生じた場合は、別途検討するとともに今後は日限的なことも考慮して助成されたい。また、市の助成する予算措置については、市長に一任とする。以上です。

○議長（町田 正一君） これから、産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。呼子好予算特別委員長。
〔予算特別委員長（呼子 好君） 登壇〕

○予算特別委員長（呼子 好君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第87号、件名、平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）。審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから、予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。
〔予算特別委員長（呼子 好君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 以上で各委員会の報告を終わります。

これから、議案第77号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第77号壱岐市職員の給与に関する条例及

び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第78号壱岐市国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号壱岐市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第79号壱岐市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号壱岐市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第80号壱岐市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号壱岐市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について、討論を行いま

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第81号壱岐市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号壱岐市三島航路事業条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第82号壱岐市三島航路事業条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号壱岐市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第83号壱岐市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号公の施設（壱岐市自動車教習場）の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第84号公の施設（壱岐市自動車教習場）の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号公の施設（マリソール壱岐）の指定管理者の指定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第85号公の施設（マリソール壱岐）の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号本宮辺地（変更）、渡良B辺地、谷江・釘ノ尾辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第86号本宮辺地（変更）、渡良B辺地、谷江・釘ノ尾辺地及び印通寺辺地に係る総合整備計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第87号平成26年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第88号平成26年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第89号平成26年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第90号平成26年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第91号平成26年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第92号平成26年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第93号平成26年度壱岐市病院事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成26年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第94号平成26年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第95号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号損害賠償の額の決定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第96号損害賠償の額の決定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、請願第4号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願は、採択することに決定いたしました。

次に、請願第5号老岐市家庭用ごみ袋販売に関する請願について、討論を行います。討論はありませんか。市山和幸議員。

〔議員（8番、市山 和幸君） 登壇〕

○議員（8番 市山 和幸君） 本請願については、私は付託されました産業建設常任委員会の委員ではありませんでしたので、審議の場で意見を述べることができませんでした。

委員長報告でありました請願の不採択について、反対討論をさせていただきます。

入会規約については、商工会の理事会で決定されていることは十分承知をいたしております。島内商店を保護されるためとはいえ、他の自治体と比較して余りにも入会規約に格差があり過ぎ

ます。壱岐市は、直接関与されておられないとはいえ、商工会に対しては補助金を出されておられます。

私は、入会規約の緩和については、指導や助言をされてしかるべきと考えます。家庭用ごみ袋の販売については、島内消費者のニーズに応えることが何より優先されるべきことであると思います。

請願者は雇用においても、少なからず貢献なされておられます。共存共栄すべき今のときに、壱岐市商工会においても、排他的なお考えではなく、むしろ適切な入会金で御入会をいただき、イベント等にも積極的に参加してもらうほうがより壱岐市の活性化につながっていくと思いますので、請願の不採択について反対をいたします。

〔議員（8番、市山 和幸君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 引き続き討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、請願第5号壱岐市家庭用ごみ袋販売に関する請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立少数です。よって、請願第5号壱岐市家庭用ごみ袋販売に関する請願については、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号漁業用燃油助成に関する陳情について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、陳情第2号漁業用燃油助成に関する陳情は、採択することに決定しました。

日程第24、議案第97号

○議長（町田 正一君） 日程第24、議案第97号損害賠償の額の決定についてを議題とします。提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案の説明につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第97号損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町在住の個人、損害賠償額は6,048円でございます。

損害賠償の理由でございますが、平成26年11月11日午前10時30分ごろ、郷ノ浦町若松触2224番地1付近の市道初山中央線において、壱岐市環境管理組合職員が、堆肥収集車を運転中、相手方である個人が運転する対向車とすれ違う際に接触し、損傷させたためでございます。

車両の損傷につきましては、市側と相手側ともにサイドミラー部分のみであり、損害額につきましては、市側2万574円、相手方1万5,120円であります。また、双方運転者にけがはありませんでした。

本件事故における責任割合は、互いの保険会社を介した協議によりまして、市40%に対して、相手方60%となる旨保険会社より報告を受け、12月5日開催の壱岐市損害賠償等審査会における決定により、今回の議案提出に至ったものであります。

損害賠償額6,048円につきましては、相手方損害額1万5,120円に市責任割合40%を乗じて算出された金額でございます。

日ごろより車両の運転につきましては、細心の注意を払うよう指導をしておりますが、このたびの事故を受けまして、今後さらに安全運転の徹底を行い、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 一、二点ちょっとお尋ねをいたします。

この損害賠償につきまして、まず1点は、保険料が上がるのか上がらないのか、まずこれ先に1点伺います、掛金のほうですね。

○議長（町田 正一君） 農林水産部長。

○農林水産部長（堀江 敬治君） この事故に対しての掛金は上がらないというふうに思っております。

○議長（町田 正一君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） ちょっとそれおかしいのではないですかね、はっきりして、これ農林水産部長ばかりじゃなく全体的なものです。余りにも損害賠償について、ちょっと途切れたかなと思ったらまたばたばたと、余りにも多過ぎるような気がいたします。

そして今、部長の答弁の中で、多分上がらないと思いますけれどもという答弁がありましたけれども、そこらのはっきりしないというのはどういうわけですかね。これどなたか。

○議長（町田 正一君） 総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） この保険料につきましては、総務部管財課のほうで一括して加入しておる全国の保険ということで、加入いたしておるところでございます。

これまで事故があった中で確認してきたところでは、この事故によって保険料が増額になることはないというふうに考えております。

○議長（町田 正一君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 本当に軽い、事故に軽いということはないと思いますけれども、これが本当大事故になった場合は大変な結果になると思っております。

それで今、部長からの報告の中で、安全性を保って本当に運転には気をつけるよう注意をしているという報告でございますけれども、全体的に担当部署におかれまして、本当運転につきましては、大事故にならないうちに徹底たる指導をお願いしたいと、そう思います。それをお願いして、終わります。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第97号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第97号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり

決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第97号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 発議第9号

○議長（町田 正一君） 日程第25、発議第9号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。13番、市山繁議員。

[提出議員（市山 繁君） 登壇]

○提出議員（13番 市山 繁君） 発議第9号、平成26年12月19日、壱岐市議会議長町田正一様。提出者、壱岐市議会議員市山繁、賛成者、壱岐市議会議員赤木貴尚、同、市山和幸。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

次のページです。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナグロ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者

に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実施するよう強く要望する。

記。1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日、長崎県壱岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上です。

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（市山 繁君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、発議第9号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第26．委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

○議長（町田 正一君） 次に、日程第26、委員会の閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りします。12月会議において、議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

ここで、市長からの挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 閉会の御挨拶を申し上げる前に、一昨日（12月17日）、芦辺町深江東触におきまして、建物火災が発生いたしました。とうとい人命が失われました。心からお見舞いを申し上げる次第であります。

火災の発生しやすい時期を迎えております。市民皆様におかれましては、火災予防についてくれぐれもよろしくお願い申し上げます。

さて、12月5日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じ慎重な御審議を賜り、また、さまざまな御意見や御助言を賜りまして、まことにありがとうございました。賜りました御意見等については、十分尊重し市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

ことしも残りわずかとなりました。特に本年は、市制施行10周年という節目の年であり、壱岐市にとって記念すべき年でございます。

3月1日には、壱岐市市制施行10周年記念式典を開催し、市民皆様、そして多くの御来賓皆様とともに10周年を祝うとともに、壱岐市の将来に向け決意を新たにいたしましたところでもあります。

また、10周年にあわせ、壱岐市としては2回目となる「NHKのど自慢」も開催していただきました。そして、8月には長崎県消防ポンプ操法大会が開催され、ポンプ車操法の部で芦辺地区第1分団が見事10連覇を達成、小型ポンプ操法の部で郷ノ浦地区第7分団2部長島が初出場ながら準優勝というすばらしい成績をおさめ、さらに芦辺地区第1分団は長崎県代表として、11月8日に開催されました全国消防操法大会に出場、見事日本一に輝きました。

長崎県壱岐市として前回大会優勝の壱岐市消防団石田地区第4分団に引き続き、全国2連覇を達成し、市民皆様に勇気と元気を与えていただいたところでございます。

9月には、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入に向けた取り組みについて、市議会で関係議案が可決、さらに構成団体の長崎県及び5市1町でも同議案が可決され、11月には総務省から許可を受理いたしました。

来週でございますけれども、12月24日には病院企業団議会が開催される予定でございます。その中で壱岐市民病院の名称壱岐病院の企業団加入の議案である、企業団病院事業の設置に関する条例の一部改正が提案され、可決されるものと思っております。

この可決により一連の手続が終了し、平成27年4月1日から長崎県病院企業団の壱岐病院として、新たなスタートを切ることになります。ここに改めて御理解をいただきました長崎県及び壱岐市議会、壱岐医師会の先生方、そして市民皆様に厚くお礼を申し上げる次第であります。今後も壱岐医師会と十分連携を図り、壱岐市の医療のさらなる充実に取り組んでまいり所存であります。

そして10月には、長崎県で実に45年ぶりとなる第69回長崎がんばらんば国体が開催され、壱岐市会場では自転車ロードレース競技は残念ながら台風19号の影響で中止となりましたが、ソフトボール競技（成年女子）ではすばらしいプレーの数々と、本市渡良出身で長崎県代表の先発投手として見事な投球を披露された豊永優選手の活躍に、多くの市民皆様が感動を覚えたことと思います。

このように、今年は市制施行10周年にふさわしい年であったと思っております。これからも壱岐市の未来のため、そして将来を担う子どもたちのため、さらなる熱意を持って精いっぱい議員皆様、市民皆様方とともに進んでまいります。特に、新庁舎の建設につきましては、これから議員皆様と車の両輪として議論を進めてまいりますので、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから年末年始にかけ大変多忙な時期でございますが、市民皆様、議員皆様におかれましては、健康に十分御留意されまして、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 私からも閉会に当たり一言挨拶を申し上げます。

壱岐市議会の通年議会も本年度で3年目を迎えることになりました。議長就任以来、今まで以上に「行動する議会」「市民に信頼される議会」「情報を発信する議会」を皆様をお願いをいたしました。まだまだ道半ばでございます。

しかし、皆様方の御理解で一步でも目標に近づく議会運営ができたことに対し感謝申し上げますとともに、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、壱岐市民の皆様には、これから寒さも厳しくなります。皆様には、くれぐれも健康に留意され、御健勝にて明るい新年を迎えられますことを心よりお祈り申し上げ、閉会に当たりまして議長からの挨拶としたいと思います。

以上をもちまして、平成26年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日をもって平成26年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって平成26年壱岐市議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前10時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 町田 正一

署名議員 赤木 貴尚

署名議員 呼子 好